

# いじめに係る重大事態に関する調査の結果についての報告

## 概要版

平成31年2月5日

山口県いじめ調査検証委員会



# 目 次

第1	はじめに	1
1	山口県いじめ調査検証委員会	1
(1)	設置根拠	1
(2)	委員の構成	1
2	再調査に至る経緯	1
3	山口県いじめ調査検証委員会の活動状況	2
第2	検証委による再調査	3
1	調査の実施過程について	3
(1)	県教委調査等の実施過程の検証	3
ア	重大事態の発生から県教委調査までの当該高校の対応について	3
イ	県教委調査の実施体制について	3
ウ	県教委調査の実施手法について	3
(2)	検証委による再調査の実施過程	4
ア	再調査の実施体制について	4
イ	再調査の実施手法について	4
2	調査結果（報告書）について	6
(1)	県教委調査結果（報告書）の検証	6
ア	事実認定について	6
イ	「いじめ」等の考察について	6
ウ	学校の指導体制について	6
(2)	検証委による調査	7
ア	当該生徒に係る事実関係	7
(ア)	小学校	7
(イ)	中学校	7
(ウ)	高校1年	7
(エ)	高校2年（亡くなる直前1週間を除く）	7
(オ)	亡くなる直前1週間	8
(カ)	部活動の様子	8
a	A部での様子	8
b	B部での様子	8

イ	当該生徒に影響を及ぼしたと考えられる事実関係の状況	9
(ア)	当該生徒に対する「いじめ」等について	9
a	当該生徒に対する「いじめ」について	9
b	当該生徒に対する教職員からの「いじめに類する行為」について	13
(イ)	学校の指導体制について	17
a	学校いじめ防止基本方針に基づく対応状況	17
b	部活動の指導の適切性について	18
ウ	当該生徒が自死に追い詰められていった心理社会的プロセス	22
(ア)	亡くなる直前1週間に至るまでの心理社会的プロセス	22
a	「いじめ」の発生・継続要因	22
b	当該生徒のストレスを高めた要因	22
c	当該生徒への影響	22
(イ)	亡くなる直前1週間の心理社会的プロセス	23
a	検証の視点	23
b	検証	23
3	結論	29
第3	終わりに	30
1	再発防止へ向けての提言	30
(1)	当該高校への提言	30
ア	いじめ防止等のための対策の充実	30
(ア)	「いじめ」の定義の正確な理解	30
(イ)	「いじめ」の確実な認知	30
(ウ)	いじめ予防教育の充実	30
(エ)	生徒に関する情報の共有	31
(オ)	組織的な「いじめ」の認知・対応の徹底	31
(カ)	保護者との連携	31
(キ)	長期休業中の対応	31
(ク)	生徒に関する情報の引き継ぎの徹底	31
(ケ)	学校基本方針の共通理解と見直し	32
イ	部活動の適切な実施	32
(ア)	部活動顧問の適正配置	32
(イ)	顧問間の連携・学校全体での情報共有	32
(ウ)	入退部の手続きの明確化	32
(エ)	学校組織としての部活動の運営	33
ウ	自殺予防教育の推進	33

(2) 県教委に対する提言	33
ア 再発防止に向けた取組の徹底	33
イ 学校におけるいじめ防止等のための対策への支援	33
ウ 相談体制の充実	33
(ア) 外部専門家を活用した教育相談体制	33
(イ) SNS等による相談体制	34
エ 研修体制の充実	34
(ア) 情報モラル教育に係る研修	34
(イ) 部活動に係る研修	34
オ 自殺予防教育の推進に係る支援	34
カ 平時の備え	34
2 県教委調査の在り方についての提言	34
(1) 遺族への丁寧な対応	34
(2) 社会学的観点からの分析	35
(3) 早期の広範かつ詳細な調査の実施	35



## 第1 はじめに

本報告書は、平成28年7月、当時、県立高等学校（以下「当該高校」という。）2年の男子生徒（以下「当該生徒」という。）が自死した事案について、山口県教育委員会（以下「県教委」という。）が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により調査した結果について、法第30条第2項に基づき「山口県いじめ調査検証委員会」において再調査した内容についての報告である。

### 1 山口県いじめ調査検証委員会

#### (1) 設置根拠

「山口県いじめ調査検証委員会」（以下「検証委」という。）は、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく組織として、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成26年山口県条例第27号。以下「条例」という。）第3条に基づき、知事の附属機関として設置されている。

#### (2) 委員の構成

委員	分野	所属等
堂野 佐俊 (委員長)	大学教授	山口学芸大学教育学部教授
濱本 史明	医師	はまもと小児クリニック院長
岡田 卓司	弁護士	岡田法律事務所
楯本 知子	臨床心理士	東亜大学人間科学部教授
金江 浩子	社会福祉士	お茶の間社会福祉士事務所

### 2. 再調査に至る経緯

- 平成28年7月26日午前1時頃、JR山陽本線の駅において、当該生徒が貨物列車にはねられ死亡するという事件（以下「当該事案」という。）が発生した。
- 平成28年8月1日、当該高校は、当該生徒の遺族から背景に「いじめ」があったのではないかとの申し立てがあったことを受け、当該事案を法第28条に定める重大事態として取り扱い、学校長から県教委に重大事態発生に関する報告がされた。
- 平成28年8月4日、県教育長から知事に対して、法第30条第1項に基づく重大事態発生に係る報告がされた。
- 平成28年8月12日、県教委は、法第28条に基づき、附属機関である「山口県いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）に、第三者組織である「県立学校における個別事案に係る調査部会」（以下「調査部会」という。）を設置し、当該事案の調査（以下「県教委調査」という。）を開始した。
- 平成29年10月27日、調査委員会は報告書を完成させ、平成29年11月6日、県教育長から調査結果を知事に報告した。
- 平成29年12月12日付けで、遺族は、県教委調査の結果に対する所見等を提出し、知事による再調査を求めた。
- 遺族から、知事による再調査を求めるとの意向が示されていることも踏まえ、平成29年12月27日、知事は遺族と面会し、遺族の思いも直接確認した上で、当該重大事態への対処及び再発防止のため必要であるとの判断のもと、法第30条第2項に

基づく再調査の実施を決定した。

- ・ 県としては、調査に先立ち、既に任命されていた検証委の委員に、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいないか確認を行うとともに、遺族に対しては、各委員の氏名や経歴等について丁寧に説明を実施した。
- ・ 遺族の理解を得た上で、平成30年2月28日「山口県いじめ調査検証委員会」による調査を開始した。

### 3 山口県いじめ調査検証委員会の活動状況

実施年月日	検証委員会	調査
平成30年 2月28日	第1回検証委員会	アンケート調査
平成30年 3月13日	第2回検証委員会	遺族の意見陳述 生徒聴き取り
平成30年 4月27日	第3回検証委員会	生徒・保護者聴き取り 教職員聴き取り
平成30年 6月 1日	第4回検証委員会	生徒聴き取り 教職員聴き取り
平成30年 6月20日	第5回検証委員会	専門家意見聴取（スポーツ科学）
平成30年 7月18日	第6回検証委員会	専門家意見聴取（スポーツ科学） 教職員聴き取り
平成30年 7月27日	第7回検証委員会	遺族からの聴き取り
平成30年 8月 7日	第8回検証委員会	専門家意見聴取（精神医学） 教職員聴き取り
平成30年 8月23日	第9回検証委員会	専門家意見聴取（精神医学） 生徒聴き取り
平成30年 9月 7日	第10回検証委員会	生徒聴き取り
平成30年 9月28日	第11回検証委員会	生徒聴き取り
平成30年10月12日	第12回検証委員会	教職員聴き取り
平成30年10月29日	第13回検証委員会	教職員聴き取り
平成30年11月 9日	第14回検証委員会	
平成30年11月27日	第15回検証委員会	
平成31年 1月18日	第16回検証委員会	



## 第2 検証委による再調査

県教委調査の「実施過程」と「調査結果(報告書)」について検証し、それを踏まえ、検証委として調査を実施した。

### 1 調査の実施過程について

#### (1) 県教委調査等の実施過程の検証

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月1日)等に基づき、「基本調査」として実施された学校調査及び「詳細調査」として実施された県教委調査のプロセスや方法等について、適切に調査が実施されていたか検証した。

#### ア 重大事態の発生から県教委調査までの当該高校の対応について

- ・ 当該事案発生時、当該高校が直ちに県教委に連絡をとり、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)や職員等の派遣を受けたことは適切な対応だったと考える。
- ・ 当該高校において、調査の重要な情報となるべきB部の活動日誌が散逸していたことは問題と考える。
- ・ できるだけ全ての者から実施することが必要とされた教職員からの聴き取り調査が、一部の教職員に限られていたことは問題と考える。
- ・ 当該高校が遺族に対して、当該生徒の学校での様子について十分に確認することなく、目立ったトラブルはなかったと伝えていたのは問題と考える。

#### イ 県教委調査の実施体制について

- ・ 県教委は、調査組織を設置する前に、当該調査の公平性・中立性確保の観点から、各調査委員の経歴も含め当該事案との関係性を調査すべきであったと考える。
- ・ 県教委は、調査組織の構成等について遺族の合意を得るために、調査委員の氏名や経歴など、その判断に必要な情報を、予め提示する必要があったと考える。

#### ウ 県教委調査の実施手法について

- ・ 調査部会を計41回開催し、精力的な審議が実施されたものとする。
- ・ 生徒への聴き取り調査にあたって、生徒の精神的なサポートを行うために、SCを同席させることとしたのは適切な調査方法だったと考える。
- ・ 教職員への聴き取り調査にあたっては、中立的な調査を実施するためにも、事務局職員である県教委の職員でなく調査委員による聴き取りを実施すべきだったと考える。
- ・ 自死の要因を明らかにする上で、重要な情報を有していた可能性がある教職員や生徒に十分な聴き取りが実施されていない事例があったことは問題だったと考える。
- ・ 当該高校の教職員への聴き取り調査時に、管理職(教頭)が同席していたことは、教職員が圧力と感じ、本心を証言することの妨げになった可能性があると考えられる。
- ・ 遺族への情報提供は口頭での説明だけでなく、資料を用いた説明など慎重に対応し、コミュニケーションを十分に図る必要があったものとする。
- ・ 調査報告書素案、調査報告書の遺族への提供に際し、遺族に誓約書の提出を求めざるを得ない状況となったことは、遺族との信頼関係が構築されていなかったものと考えられ、遺族に寄り添い丁寧に対応することにより、信頼関係を保ちながら調査を進めていく必要があったと考える。

## (2) 検証委による再調査の実施過程

県教委調査の実施過程の検証等を踏まえ、検証委が実施した調査の過程は以下のとおりである。

### ア 再調査の実施体制について

- ・ 調査を開始する際、調査組織の公平性・中立性を確保すべく、既に任命されていた検証委の委員の中に、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいないか詳細な確認を行った後に調査に着手した。
- ・ 遺族に対しては、各委員の氏名や経歴、委員と当該高校の関係性の有無、県との関係性の有無などについて丁寧に説明を実施し、理解を得た上で調査を行った。

### イ 再調査の実施手法について

- ・ 検証委は、平成30年2月に初回の委員会を開催し、報告書の完成まで16回の委員会を開催した。
- ・ 検証委の場において遺族からの意見陳述の機会を設けるとともに、検証委の開催状況については、随時、遺族に情報提供を実施した。
- ・ 遺族から調査事項として要望のあった、「部活動の指導の適切性」「直前1週間の出来事の自死への影響」「学校におけるいじめ防止等のための対策」については主要な調査事項とし、重点的に調査を実施した。
- ・ 聴き取り調査は、公平性・中立性の観点から、委員自らが聴き取りを実施した。

### 【検証委で実施した調査内容】

#### [生徒へのアンケート調査]

- 実施時期：平成30年3月2日～同年3月10日（締め切り後も随時受け付け）  
同年3月16日、8月3日に回答を依頼
- 対象者：当該事案発生時2年次(同級生)、1年次(下級生)の生徒
- 回答状況：167名回答

#### [遺族の意見陳述、遺族への聴き取り調査]

- 実施時期：平成30年3月13日、同年7月27日

#### [生徒への聴き取り調査]

- 実施時期：平成30年3月～同年10月
- 対象者  
重要な情報を持っていると考えられる32名へ聴き取りを要請し、協力を承諾した生徒17名、保護者1名（計21回）に聴き取りを実施。  
県教委調査では聴き取りをされなかった生徒からの聴き取り事例あり。
- 調査方法  
2名の委員が個別に面談し聴き取りを実施（保護者の同席可）。  
遠隔地に転居した生徒についても、委員が赴き聴き取りを実施。  
面談を困難とする生徒については、委員による電話での聴き取りを実施。  
生徒の精神的ケアの必要性も考慮し、SCを聴き取り会場の隣室に待機させた。

[教職員への聴き取り調査]

■実施時期：平成30年5月～同年11月

■対象者：教職員20名（計31回聴き取り実施）

■調査方法

委員が個別に面談し聴き取り。事実確認のみで、特定の照会事項のみの場合は、委員による電話での聴き取りを実施。

[県教委調査部会の取組状況調査]

■実施時期：平成30年8月

■調査内容

重大事態発生から調査開始までの対応状況、調査組織の設置状況、県教委調査の実施過程、遺族への対応状況

[専門家からの意見聴取]

検証委として主要な調査事項とする「部活動の指導の適切性」「直前1週間の出来事の自死への影響」について、関係分野の有識者を検証委に招へいし、専門分野における最新の知見など、調査の参考となる専門的意見を聴取した。

また、幅広い知見を得るため、同一の分野から複数の有識者を招へいした。

■スポーツ科学関係 2名

専門家の職・氏名	聴取日
名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 准教授 内田 良	平成30年6月20日 (第5回検証委)
山口大学教育学部 体育・スポーツ心理学研究室 准教授 上地 広昭	平成30年7月18日 (第6回検証委)

■精神医学関係 2名

専門家の職・氏名	聴取日
筑波大学医学医療系 社会精神保健学 教授 斎藤 環	平成30年8月7日 (第8回検証委)
名古屋大学医学部附属病院 親と子どもの心療科 准教授 岡田 俊	平成30年8月23日 (第9回検証委)

## 2 調査結果（報告書）について

### (1) 県教委調査結果（報告書）の検証

県教委調査の結果について、調査委員会が作成した報告書の内容を分析・評価した。

#### ア 事実認定について

小学校の時から自死直前までのエピソード別に聴き取り調査等で得られた証言を示し事実を確認しているが、証言を列挙したものを事実認定としていることは、事実関係を明確にするという意味では不十分だったと考える。

#### イ 「いじめ」等の考察について

「いじめ」の可能性のある出来事について、各エピソード別に整理した上で、それぞれの考察において「いじめ」に該当するかどうかを判断し、「いじめ」の認知を行っている。

いじめ認知の要件としては、法の定義に基づき、①当該生徒と一定の人的関係にある生徒による行為であった、②当該生徒に心理的・物理的な影響を与える行為であった（インターネットを通じて行われるものを含む。）、③当該生徒が心身の苦痛を感じていた、という3要件で「いじめ」に該当するかどうかを判断しているが、判断する際に、3要件に基づく分析を行った上で判断した過程が確認できなかった。

「いじり」という曖昧な定義の言葉を用い「いじめ」を評価しているため、どのような行為が「いじめ」に該当するのかが分かりづらくなっている。

当該事案では、生徒だけでなく、教職員による「いじり」と呼ばれていた行為もあったが、それについての是非や当該生徒にとって直接的・間接的なストレスとなったかの検証がされていない。

#### ウ 学校の指導体制について

学校における、学校いじめ防止基本方針に基づく対応状況や部活動の指導状況については、事実確認と指摘事項を記載し、一部、各エピソード別分析の中で考察を実施しているが、再発防止のためには、周りの大人が、なぜ「いじめ」に気付けなかったのか、なぜ自死を防げなかったのか、といった社会学的観点からの分析評価も実施されるべきであり、学校における「いじめ」の防止等のための対策が適切に実施されていたかについての検証も必要だったと考える。

また、部活動の指導が適切に実施されていたかといった点や、それに係るストレスについての検証も必要だったと考える。

## (2) 検証委による調査

県教委調査結果の検証等を踏まえ、検証委として調査を実施した。

### ア 当該生徒に係る事実関係

#### (ア) 小学校

「〇〇〇（当該生徒の愛称）」と呼ばれ、明るく朗らかな性格で、いつもにこやかにしていた。一方で、容姿のことについて日常的にからかわれており、当該生徒にとっては苦痛であった。当該生徒は何かを言われても笑って聞き流していたが、ストレスをため込んで感情を爆発させることがあった。時にその場の感情にまかせて衝動的とも受け取れるような極端な行動をとろうとする面が見られた。

#### (イ) 中学校

ボランティア作業や合唱の指揮者を引き受けたりしていた。面倒見が良いと思われる反面、当該生徒が無理をしていたとも思える一面があった。

中学校でも、体型等についてからかわれ、喧嘩をしたり感情を爆発させることがあった。からかわれて感情を爆発させることについて、当該生徒は「(今後)僕は黙っておこうと思う」と語っており、今後は自分の感情を抑えて我慢しようと、当該生徒なりに自分を変えたいという思いを抱いていた。

#### (ウ) 高校1年

通常であれば喧嘩に発展しないような些細とも思われる100円の貸し借りについて、口論を経て殴り合いを行っていることや、「電車に飛び込んで死にたい」と同級生女子生徒に打ち明けるなど、一見すると普通に生活しているように見える当該生徒に、かなりのストレスが溜まっていたと考えられる。

100円の貸し借りを巡る喧嘩について、A部顧問は担任や保護者に報告しておらず、学校の対応にも問題があった。

文化祭の合唱の指揮者を引き受けたことについては、担任に「言われたから仕方ない。やれば済むから」と当該生徒が心情を述べていることから、内心では嫌だった可能性が強く、日常的な「いじり」と呼ばれていた行為等と併せ、当該生徒は対人的ストレスにさらされる機会が多かった。

男子更衣室において、運動用具を破損される事件が発生している。もともと男子生徒が少ない中で、男子生徒が集まり休憩時間を過ごす場としての男子更衣室の存在も当該生徒を取り巻く状況に作用した可能性がある。

#### (エ) 高校2年（亡くなる直前1週間を除く）

当該生徒のことをよく知る教職員が転出した。高校1年の時に特に当該生徒に対して何らかのフォローがあったわけではないが、当該生徒を取り巻く教職員との関係は希薄化した。

当該生徒は文化祭の指揮者を、高校1年、高校2年のいずれについても引き受けている。クラス内で「いじられキャラ」として認識されていた当該生徒の心情としては、周囲との人間関係を保とうとの思いから、仕方なく引き受けていたと考えられる。

6月の体育大会ではクラスのまとめ役として奮闘し、当該生徒のクラスは全学年で

総合優勝を果たした。このことにより当該生徒は大きな充足感を得たが、日常生活では口唇ヘルペスを発症させるなど、「いじり」と呼ばれていた行為をはじめとした様々な出来事によるストレス等の影響で体調を崩すことがあった。

#### (オ) 亡くなる直前1週間

平成28年7月18日(月・祝日)から、当該生徒はB部の練習に本格的に参加した。練習は当該生徒が想像していたよりも辛く、自宅では、生気のないぐったりした姿を見せていた。

B部の練習に出たくないという気持ちを抱えながらもB部顧問に伝えることができなかった。

当該生徒がB部の練習に出るようになったことから、当該生徒はA部部員との間でも、部のLINEグループから退会させられた。また、LINEグループ退会の直後にも、汚い言葉で部室の荷物引き取りを求められるなど、当該生徒にとって、A部に戻ることは絶望的な状況になった。

高校生活での様々な出来事により、当該生徒には相当の精神的な負荷がかかっていたが、そのような状況下でのB部の練習の辛さやA部での出来事による負担が重なり、「もう無理」と発言するなど、当該生徒のストレスは限界を迎えていた。

同年7月26日(火)午前1時頃、事案が発生した。

#### (カ) 部活動の様子

##### a A部での様子

小学校の時にAの経験があり、入部当初、他の同級生より技術的に優れた状況だったが、次第に他の同級生の動きについて行けず、伸び悩み、追い抜かれた。

当該生徒は練習に参加せずに孤立したり、部室に1人で残ることが多くなった。

2年次の6月から、当該生徒はB部の練習に参加するようになり、次第にA部の練習から足が遠のいていき、7月中旬、当該生徒はB部の練習に本格的に参加し始めた。

##### b B部での様子

B部顧問は、秋の大会に向けてB部部員の人数が足りないことから、2年男子に「助っ人」としての参加を呼びかけ、当該生徒が助っ人になることを了承した。

平成28年7月18日(月)、当該生徒は、B部の練習開始前に顧問から正式入部するよう声を掛けられ、これに応諾した。

当該生徒は、その日から練習に本格的に参加し始め、Bの未経験者であったが、練習に参加した初日から、概ね他のB部部員と同じ内容の練習メニューが課された。この日は午前中のみ練習参加だったが、当該生徒の両手に手まめが出来た。

B部の練習に本格的に参加し始めて以降、当該生徒は練習で疲れたことや、手まめや足まめの疼痛の辛さ、B部への入部が本意でないことをSNS等に投稿することがあり、家族は、当該生徒の食欲が低下したことや、ひどく疲れた様子を確認していた。

同年7月22日(金)、当該生徒は、顧問への伝言の形ではあるが、あるB部部員にB部を辞める意思を初めて示したが、自分で顧問に伝えるよう求められ、顧問に伝えることはなかった。

同年7月25日(月)、当該生徒は初めて終日練習に参加した。

イ 当該生徒に影響を及ぼしたと考えられる事実関係の状況

(ア) 当該生徒に対する「いじめ」等について

当該生徒に対して行われた生徒からの「いじめ」と、教職員からの「いじめに類する行為」について検証した。

a 当該生徒に対する「いじめ」について

法の定義に照らし、「いじめ」に当たるかの判断は、①当該生徒と一定の人的関係があったか、②当該生徒に心理的・物理的影響を与えるものであったか、③当該生徒が心身の苦痛を感じていたかという3つの要件に該当するかで判断する。

県教委調査では、高校入学時以降の出来事について、6項目を「いじめ」若しくは『いじめ』に該当するものが含まれる」出来事として整理していたが、再調査では、「いじめ」の事象を的確に捉えるべく、再調査により新たに取り上げるものとしたものも含め、「いじめ」の可能性のある行為を22項目の出来事に整理し検証した結果、18項目の出来事において「いじめ」と認められる行為があったものと判断する。

【「いじめ」の該当状況】

※法の定義のうち、①人的関係及び②心理的・物理的影響は全て該当

「いじめ」の可能性のある出来事	「いじめ」の該当の判断	該当状況
<p>①言葉でのからかい 当該生徒は体型や髪型を軽い口調で周囲の生徒にからかわれていた。 何かあると、「〇〇～、〇〇～（当該生徒の名前）」と言われたり、「キモい」などと笑いながら言われることもあった。</p>	<p>攻撃的でなく軽い感じだったとしても、身体的特徴をからかうような発言や悪口、不必要に名前を連呼すること等は、当該生徒を不快にしたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>②黒板消しでののはたき 当該生徒が男子生徒から黒板消しを頭の上でポンポンとはたかされていた。</p>	<p>黒板消しを頭の上ではたかれ、粉まみれになる事は明らかな嫌がらせである。</p>	<p>該当</p>
<p>③教室締め出し 教室の扉を閉められて、当該生徒ともう一人の男子生徒の2人が教室に入れないようにされた。最終的には入れてもらえていた。</p>	<p>目撃した生徒が心配になって当該生徒に声掛けを行っていることから、周りも当該生徒が不快に感じる事が推察できる程の嫌がらせだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>④ボケとツッコミ 誰かが変なことをして、それに当該生徒が「お前、それおかしいやろ」とツッコミを入れ、周囲に笑いが起きる。</p>	<p>確認できたやりとりは、信頼できる友人間で、冗談を言い合うことで会話を弾ませる、お互いが連携したコミュニケーションであったと考えられる。</p>	<p>非該当</p>
<p>⑤話を振られる 同じクラスの生徒が、当該生徒に「おーい、〇〇〇（当該生徒の愛称）」と話を振り、当該生徒が「アハハ、なんや」と話に乗っかっていく。</p>	<p>確認できたやりとりは、当該生徒の価値観を損なうものではなく、友人関係があるクラスといったコミュニティの中での会話を膨らます行為であったと考えられる。</p>	<p>非該当</p>

<p>⑥役割押し付け</p> <p>当該生徒は、文化祭での指揮者を引き受けていながら生徒企画のクラス代表にも推された。これを当該生徒への「押し付け」と問題視した担任が注意し、別の生徒がすることとなった。</p>	<p>担任が「押し付け」と感じていること等から、当該生徒自身も、1対多数という対等でない状況で、皆が嫌がる役割を無理矢理やらされるといった負担感を感じたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑦リボンの着用</p> <p>駅前での県道沿いで、当該生徒が複数の女子生徒の制服のリボンを頭の上と首に付けられて立っているところをスマホで撮影された。</p>	<p>駅前といった公衆の面前で、女子生徒のリボンを着用させられることは、当該生徒にとっては、ひどく恥ずかしい思いをしたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑧おごり（五分五分でないもの、頻回なもの）</p> <p>当該生徒は下校中に、よくお菓子やジュースを同級生におごっていたが、ある生徒は「ゆすられているのと同じだからやめた方がいい」と助言した。</p> <p>あるA部部員が、当該生徒にたかっている感じだったと証言した生徒もいた。</p>	<p>おごりの現場を確認している生徒が「ゆすり」を危惧する発言をしていることから、当該生徒が長期間にわたり、五分五分でないものや、頻回でおごりを要求されていた事案が存在したと考えられ、それらは当該生徒にとって大きな負担感を感じさせるものだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑨あだ名（身体的特徴等）</p> <p>上級生の女子生徒から、体型をからかう表現で呼ばれていた。</p> <p>また、あるA部部員からは、名前と直接関係のないあだ名でふざけて呼ばれたことがあった。</p>	<p>当該生徒が呼ばれていたあだ名は、いずれも当該生徒の体型等を揶揄したものであり、コンプレックスを刺激するようなあだ名で呼ばれることは、嫌な思いをし苦痛に感じていたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑩運動用具破損</p> <p>男子更衣室で、あるA部部員が無断で当該生徒の運動用具を使い遊んでいた。その後、同級生男子生徒が同じように遊んでいたところ、手から運動用具がすっぽ抜けて飛んで行き、開いていた窓から地上に落下した。これにより運動用具の一部が破損した。</p>	<p>当該生徒は、持ち物を勝手に使われ、それに起因し、家族から譲り受けた大切な運動用具が破損したことに心を痛めていたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑪打ち上げでの写真撮影</p> <p>A部の練習会の打ち上げのため、A部の同級生とその仲間とで飲食店に行った。盛り上がったところであるA部部員が当該生徒の肩に乗り、肩車する格好でふざけていたところを離れた席にいた別の生徒が撮影した。その後、撮影した表情を当該生徒に見せて、その場はさらに盛り上がった。</p>	<p>ふざける中での行為とはいえ、一方的に肩の上に乗られる行為は、その時に当該生徒が苦悶の表情を浮かべていたことから、苦しく、屈辱的なものであったと考えられる。</p> <p>また、苦悶の表情を勝手に撮影される行為も、屈辱的なものであったと考えられる。</p>	<p>該当</p>



<p>⑫写真をLINEに掲載 複数の生徒が学級LINEグループに複数の画像などを投稿して楽しんでいる中、あるA部部員が写真（打ち上げ時の写真）を投稿した。</p>	<p>当該生徒にとって屈辱的な場面の写真を、無断で複数の者が閲覧できるLINEグループに投稿され、笑いものにされることは、辛く悲しい思いをしたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑬頻回のLINE 当該生徒は、多くの生徒とSNSでやりとりをしていた。中でも特定の生徒から、すぐの返信を求められ、「夜も寝られない」と家族に話したり、浴室にもスマホを持って入るなど頻繁なLINEへの対応に苦慮していた。</p>	<p>当該生徒と特定の生徒とのLINEのやりとりは、発信が一方に偏ることもなく、相手を気遣い、思いやる内容が多く確認できたことから、お互いに信頼し合い、好意をもつ間柄でのコミュニケーションだったと考えられる。</p>	<p>非該当</p>
<p>⑭喧嘩（飲みかけのコーラを振って溢れさせる） ある同級生男子生徒が、当該生徒の不在時に、当該生徒の飲みかけのコーラを2、3回振り、それを知らない当該生徒が開栓してコーラが噴き出した。吹き出したコーラを拭くよう命じたところ、男子生徒が反抗し、殴り合いの喧嘩にまで発展した。</p>	<p>結果的にはお互いが殴り合いの喧嘩になっているが、喧嘩の発端は、同級生男子生徒が、コーラに悪戯をしたことである。 当該生徒の心情を確認できる証言等はないが、一般的に、当該行為は当該生徒を不快にさせるものであったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑮A部関係：スマホで連写 当該生徒がA部の部室に自分のスマホを置いたまま席を外していたところ、上級生の部員が、当該生徒のスマホと確認後、「メモリーをいっぱいにしてやろう」と言いながら、部室内を動画撮影及び写真撮影した。</p>	<p>当該生徒は、無断で所有物を操作されること、それに係る後始末を行うことについて、不快感と徒労感を感じたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑯A部関係：喧嘩（100円の貸し借り） A部の練習時、当該生徒とあるA部部員とが100円の貸し借りを巡って口論となった。決着しないまま、当該生徒が練習に戻ったため、部員は腹立ちの気持ちで当該生徒に向けてボールを打ち、当たった当該生徒が怒り、口論の末に殴り合いの喧嘩となった。</p>	<p>部員からボールをぶつけられる行為や、殴られるといった行為はあるが、当該生徒も殴りかかっている。また、喧嘩の発端は、双方の100円の貸し借りに係る主張の相違に基づくもので、当該生徒が心身の苦痛を感じるものではなかったと推察する。</p>	<p>非該当</p>
<p>⑰A部関係：悪口 当該生徒は体型や髪型を貶されたり、「お前のこと好きになるやつなんかおらんやろ」などと言われていた。 また、「しねや」とLINEで繰り返し送信されたことがあった。</p>	<p>明らかに「悪口」であり、特に、当該生徒のコンプレックスを刺激するような身体的特徴に対する悪口や存在を否定する言葉は、当該生徒を嫌な思いにさせ、苦痛に感じさせたと考えられる。</p>	<p>該当</p>

<p>⑱A部関係：技術の貶し</p> <p>当該生徒は空振りをしたり、滑って転倒したりすると、笑われたりしたほか、下級生の前で「お前は下手だから一緒にはやらない」と言われたり、下級生に教えていると「下手やけ、(教えるのは)やめーや!」と言われたりした。</p>	<p>容易に克服することができない、技術の差を馬鹿にされること、さらに、そのことを理由に一緒に練習することを拒まれたり、下級生への指導をからかわれることについて、当該生徒は屈辱的に感じていたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑲A部関係：身体押さえ付け</p> <p>休み時間に、あるA部部員が当該生徒の身体を押さえ付けたりした。女子生徒からは(プロレス)技をかけているように見えるときもあった。当該生徒が嫌がって「やめろ」と言ったらやめていたが、次の休み時間も繰り返していた。</p>	<p>当該生徒が明確に「やめろ」と発言していることから、当該行為は、当該生徒にとって苦痛なものだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑳A部関係：代わりの練習参加</p> <p>平成28年7月15日(金)の夜、あるA部部員が、怪我を理由に翌日の練習を休みたいとLINEグループで送信した。これを見た別のA部部員が当該生徒に代わりに練習に来よう送信し、さらに、来なければ当該生徒の部室の荷物を捨てることも送信した。翌日、当該生徒は練習に参加した。</p>	<p>当該生徒は、自分の意思に関係なく強引に7月16日の練習への参加を求められたこと、参加しなければ荷物を捨てるといった脅迫じみたことを言われたことにより、辛く悲しい思いをしたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>㉑A部関係：LINEグループ退会</p> <p>平成28年7月20日(水)の夜、あるA部部員が当該生徒にA部の練習会に参加するかLINEで確認したところ、当該生徒から、B部の練習のため、参加しないと返信があった。</p> <p>これにより、その部員は、当該生徒がもはやA部ではなくB部に行ったものと考え、別のA部部員とも相談し、翌日午前零時、相談を受けた部員が部のLINEグループから当該生徒を退会させた。</p>	<p>本人に了解なく一方的にLINEグループを退会させることは、いわゆる「仲間はずれ」にあたり、周囲との「つながり」を重視する現代の高校生にとっては、最も残酷な行為の一つであり、当該生徒は悲しい思いをしたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>

<p>②A部関係：部室の荷物引き取り</p> <p>LINEグループを退会させられた直後、当該生徒は、あるA部部員からLINEで部室の荷物と退部届のことを言われた。翌朝当該生徒は、荷物はとりあえず置いておいて欲しい旨返信したが、その部員からは、汚い言葉でののしる内容が送られてきた。</p> <p>それを当該生徒はたしなめたが、引き続き汚い言葉でののしられ、早く荷物を引き取るよう促された。</p>	<p>LINEなどで汚い言葉を使いながら、退部を促され、荷物を持っていくよう繰り返し要求されることは、当該生徒に「居場所」の一つが無くなったと感じさせることとなり、傷つき、悲しませるものだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
---	---	-----------

b 当該生徒に対する教職員からの「いじめに類する行為」について

再調査にあたっては、「いじめ」だけでなく、学校の指導体制など当該生徒のストレス要因となる可能性のある出来事を幅広く調査することとし、教職員からの「いじめに類する行為」も、当該生徒に心理面で影響を与えストレス要因になったかを検証した。

教職員からの「いじめに類する行為」が、当該生徒のストレス要因になったか否かの判断は、「いじめ」の有無の判断基準を参照し判断する。

ストレス要因になったと判断される可能性のある6項目の出来事を検証した結果、5項目の出来事において、教職員からの「いじめに類する行為」が、当該生徒にとってストレス要因になったものと判断する。

【「ストレス要因」の該当状況】 ※法の定義のうち、①人的関係及び②心理的・物理的影響は全て該当

「ストレス要因」の可能性のある出来事	「ストレス要因」の該当の判断	該当状況
<p>①全校生徒の前で名前を呼ぶ</p> <p>体育館で一番後ろにいた当該生徒に「〇〇聞こえるか？」と声を掛けると、「え、おれ？」と当該生徒が言って周囲が笑う。</p> <p>全校集会で、教職員が「～なんだよな」と当該生徒に話を振ると、当該生徒が「うえい」と返す。</p>	<p>当該生徒は、ツイッターへの投稿やテストの問題用紙に、全校生徒の前で名前を呼ばれることが恥ずかしく、嫌だったことを主張していることから、必ずしも親しい間柄でもない他学年の生徒を含む大勢の前で名前を呼ばれることを、不快に思っていたと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>②雑用の押し付け</p> <p>掃除が終わり、あるB部顧問が、使っていた道具を「〇〇に預けとけ、〇〇が片付けるよ」と言う。</p>	<p>当該生徒が友人に対して、雑用を押し付けられることを嫌だと伝えていることから、自分だけが仕事を押し付けられることについて、理不尽さと負担感を感じていたものと考えられる。</p>	<p>該当</p>

<p>③試験中の話しかけ</p> <p>テスト実施中に、あるB部顧問が「ちゃんとやったんか」と当該生徒に話しかける。</p>	<p>試験といった緊張感があり静粛な状況の中で、個人的に話しかけられることは、当該生徒にとって、迷惑に感じるものだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>④話を振る</p> <p>授業中、「お前が笑わんけえ、こうなっちょんぞ」と教職員が当該生徒に話を振ると、「ええ、俺のせいですか」と当該生徒が返す。</p>	<p>確認できたやりとりは、クラス内などでの会話の中で、当該生徒に会話への参加を促し、話を広げるやりとりだったと考えられる。</p>	<p>非該当</p>
<p>⑤対応に困るようなことを言う</p> <p>当該生徒とある教職員の間で、当該生徒が対応に困るようなことを言ったり、言い返したりというやりとりをした。</p>	<p>教職員が生徒に対する指導等の権限を有する中、必ずしも双方は対等な立場ではなく、教職員から困るようなことを言われることは一定のプレッシャーを内包するものだったと考えられる。</p>	<p>該当</p>
<p>⑥不必要に名前を連呼する</p> <p>授業中、あるB部顧問が当該生徒を呼ぶ際に当該生徒の愛称を連呼し、当該生徒は「また俺かよ」と返す。</p>	<p>必要以上に名前を連呼されることは、同級生に言われるのと同様にかかわれていると感じ、不快に感じたと考えられる。</p>	<p>該当</p>

## [考 察]

### ① 無自覚な「いじめ」の危険性について

当該生徒に対して行われていた多くの「いじり」と呼ばれていた行為は、当該生徒のコンプレックスを刺激する言葉や、当該生徒を貶めるもの、悲しませるものであり、「いじめ」に該当する行為だったと考える。そして、最も問題であるのは、多くの「いじめ」に該当する「いじり」と呼ばれていた行為が、無自覚に行われていたことであり、時にはその場に「笑い」をもたらす親しみのこもったコミュニケーション手段として認識されていたことである。

一方的な暴力などの明確な「いじめ」は、自分が相手を困らせているという認識もあり、良識ある一般の生徒であれば、躊躇し、いずれその行為をやめることもあり、確認した教職員も積極的に止めに入ると考えられるが、「いじり」と呼ばれていた「いじめ」は、無自覚に延々とその行為が繰り返され、継続的に当該生徒を傷つけ続けていたものと考えられる。また、それらを見ていた周りの生徒・教職員たちも、日常の学校生活の風景のように受け取り、問題意識を持つことがなかったものとする。

検証委としては、悪意ある明確な「いじめ」と同様に、無自覚で時には笑いをもたらす「いじり」と呼ばれていた「いじめ」も、苦痛に満ちた学校生活を長期的に強い残酷なものであったと考える。

### ② 「いじめ」等の社会学的影響について

「いじめ」と認知される出来事は、必ずしも一つひとつの「いじめ」として完結することなく、次の「いじめ」に影響し、広く伝播しながら拡大していくといった社会学的な側面も有している。

ある生徒が行っていた「いじめ」と認められる行為は、そのような行為は適当でないと考えていた生徒も、「この子にはそういう行為をしても大丈夫」「他の人もやっているから」と同調し、次の「いじめ」に繋がっていく。

特に当該事案で確認された言葉でのからかい等の「いじめ」は、多くの生徒が「いじり」という曖昧な定義の言葉に逃げ込み「いじめ」と認識することなく同調していたものと考えられる。

このため、教職員は些細な初期の段階の「いじめ」についても、その社会学的影響に着目し、他の生徒が同調する前に、また、いじめ被害者という役割が固定化される前に迅速に対処していく必要がある。

加えて、「いじめ」の防止等のための対策に取り組む立場である教職員はその言動の社会学的影響に留意する必要がある。生徒の前で教職員自身が「いじめに類する行為」を行うことは、その行為が是認されたものと生徒が受け止めて、生徒が同調し、次の生徒による「いじめ」を生み出す端緒となる可能性がある。

また、「話を振る」といった行為についても、生徒にとって特別な存在である教職員から「話を振られる」生徒とそうでない生徒との間に差異を生み出したり、当該生徒のポジションを決めてしまうことに繋がる可能性がある。

教職員は、自身の発言や行動が生徒の関係性に大きな影響を与えかねないといった社会学的な側面についても十分留意する必要がある。

[県教委調査結果との比較]

	検証委		県教委	
	区分	該当状況	区分	該当状況
1	言葉でのからかい	該当	いじり	<u>該当するものが含まれる</u>
2	黒板消しでのはたき	該当		
3	教室締め出し	該当		
4	ボケとツッコミ	該当しない		
5	話を振られる	該当しない		
6	役割押し付け	該当	文化祭の役割	—
7	リボンの着用	該当	—	—
8	おごり（五分五分でないもの、頻回なもの）	該当	おごり	<u>該当するものが含まれる</u>
9	あだ名(身体的特徴等)	該当	—	—
10	運動用具破損	該当	運動用具破損	該当しない
11	打ち上げでの写真撮影	該当	打ち上げ	該当しない
12	写真をLINEに掲載	該当	—	—
13	頻回のLINE	該当しない	頻回のLINE	—
14	喧嘩（飲みかけのコーラを振って溢れさせる）	該当	喧嘩（コーラ）	該当
15	A部関係：スマホで連写	該当	携帯で連写	該当
16	A部関係：喧嘩（100円の貸し借り）	該当しない	喧嘩（100円）	該当しない
17	A部関係：悪口	該当	A部内の人間関係	<u>該当するものが含まれる</u>
18	A部関係：技術の貶し	該当		
19	A部関係：身体押さえ付け	該当		
20	A部関係：代わりの練習参加	該当		
21	A部関係：LINEグループ退会	該当	LINE退会等	該当
22	A部関係：部室の荷物引き取り	該当		

※「—」は、県教委調査において「いじめ」の該当の有無を判断したか不明なもの。

(イ) 学校の指導体制について

a 学校いじめ防止基本方針に基づく対応状況

当該事案に関連し、当該高校において「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に基づき適切な対応が取られていたか検証した。

○ 「いじめ」の防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

・ 生徒・教職員の「いじめ」の認知

当該生徒が苦痛に思っていると感じながら、「いじめ」と捉えていなかった生徒がいたことや、教職員の中には「いじめ」を認知する際に、「一方的」「悪意」「度を越す」といった、法に規定する「いじめ」の定義とは異なる見方で「いじめ」かどうかの判断をしている者がいたことなどから、生徒、教職員ともに「いじめ」に対する理解不足が窺え、学校現場の中で「いじめ」の定義が十分に浸透していなかったものとする。

○ 「いじめ」の防止等のための対策の内容に関する事項

・ 「いじめ対策委員会」としての情報共有

法は「いじめ対策委員会」を常設することを規定しているが、当該高校では、必要に応じて開催する「会議」と認識していたため、「いじめ」に係る相談・通報の窓口としての役割を果たしていなかった。

また、「いじめ対策委員会」には、生徒自身が「いじめ」を訴えてきた事案や、学年会が必要と判断した事案だけが上がることでされており、複数の教職員が個別に認知した生徒の些細な変容については、「いじめ」が疑われる情報として集約されておらず、十分に情報共有が図られていたとは言えないと考える。

○ 「いじめ」の防止等のために実施する具体的な取組

・ 未然防止：中高の切れ目のない支援体制の構築

中学校からの引継ぎには、当該生徒の高校入学前の「いじめ」被害等といった重要な情報があったにも関わらず、教職員の認識等が十分でなかったため、当該生徒に対する支援体制が構築されていなかったことは問題と考える。継続的に見守りを行っていれば、「いじめ」発見の端緒となる情報に教職員が気付いた可能性もあったと考える。

・ 早期発見：アンケート調査等

学校内での「いじめ」を把握する上で重要なツールであるアンケート調査について、100%の回収が過去から未達成のまま何らの対策も講じられず、当該事案の発生前年度の平成27年度については、年3回（5月、10月及び2月）実施するアンケート調査の3回目が実施されていなかったことは問題だったと考える。

また、学校基本方針の中で「いじめ」の早期発見に係る取組として掲げていた、教育相談室や教育相談メール、教育相談箱が活用されていなかったことも問題だったと考える。

### 早期対応：「いじめ対策委員会」による組織的な対応

多くの教職員が「いじめ」の発見の端緒となる当該生徒の些細な変容などの情報を得ていたが、他の教職員をはじめ、「いじめ対策委員会」に報告されなかったため、協働して対応にあたる保護者に対しても情報が伝わることはなかった。背景にある事情の調査や「いじめ」の有無についての判断など、「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応が取られていなかったと考える。

#### <情報共有し検討されるべきだったと考えられる事案>

- ・ クラス内で役割の押しつけがあったこと。
- ・ 「生きていたら嫌なこともありますよ」「眠れない」と発言していたこと。
- ・ 当該生徒の体型をからかうあだ名や当該生徒の名前と直接関係のないあだ名で呼ばれていたこと。
- ・ A部において部室にこもりがちであったこと。
- ・ A部を辞めたいとの意向を示したこと。
- ・ A部顧問がA部内の生徒間の溝を感じていたこと。
- ・ あるA部部員と喧嘩をしたこと。
- ・ B部への転部の意向を示したこと。
- ・ 当該生徒が嫌な思いをしていると感じた「いじり」と呼ばれていた行為を目撃したこと。 等

#### 小括

当該高校では、学校基本方針が適切に運用されていなかった。

当該高校においては、学校基本方針の内容や意図が全ての教職員にまで浸透しておらず、学校基本方針に基づく必要な対応が徹底されていなかったものとする。さらに、「いじめ」の防止等のため様々な対策が実行されたかの検証も行われていなかったことから、学校基本方針が形骸化していたと言わざるを得ない。

仮に、学校基本方針を全ての教職員が正しく理解し、「いじめ」の疑いのある情報等を得た際に定められた手順に従って組織的に対応するなど、学校基本方針の適切な運用が図られていたならば、当該生徒の「いじめ」被害を軽減できた蓋然性が高かったものとする。

#### b 部活動の指導の適切性について

当該事案に関連し、当該高校において部活動の指導が適切に実施されていたかを検証するとともに、心理面の影響についても検証した。

##### (a) A部の指導体制

###### ○ 顧問の指導体制について

当該生徒は、練習中に他の同級生部員からプレーを貶され傷つく場面もあったが、本来1人ずつの顧問で受け持つべき部内の複数の活動を1人の顧問に指導させていたため、顧問の目が行き届いておらず、顧問がそのような行為を制止することができなかったものとする。



また、部活動は教育活動の一環として行われるものであり、練習が生徒任せとなっていたことは問題と考える。当該生徒が練習に参加せず孤立していたことから、顧問による十分な配慮が行われていなかったものとする。

#### ■ 心理面での影響

高校生の部活動には、指導者、練習時間、競技力、けが・病気、仲間、という5つのストレスが存在するという研究(注<sup>1</sup>)があり、自分の対処能力を超えたものであると感じる時に、ストレス反応が生じる。他の部員から貶され皆と一緒に楽しく練習ができなかったことは、5つのストレスのうち「競技力」「仲間」の面でストレスを感じていた可能性がある。

#### ○ 退部、転部の意向を示した際の対応

当該生徒は、1年次にA部の退部の意向を示すとともに、2年次にはB部への転部の意向を示しているが、その際に顧問が当該生徒の考えを十分に確認していなかったことは問題と考える。何故、退部・転部を望んだのか原因を探り、その解消を図るなどといった対応が必要だったと考える。

#### (b) B部の指導体制

##### ○ 練習の量について

当該生徒に課せられていた練習の量は、顧問としては半日の練習や土日の休みを認めるなど一定の配慮がなされており、十分調整した練習量と認識していたものと考えられる。しかしながら、当該生徒は体力的にB部の練習量をこなすには十分でなく、Bの未経験者だった。客観的には適度な練習量だったとしても、当該生徒がSNS等で練習の辛さについて投稿していることや、家族がひどく疲れた様子を確認していることなどから、当該生徒にとっては大きな負担だった可能性があると考えられる。

#### ■ 心理面での影響

練習による身体的負担や、手まめ・足まめの疼痛の辛さは、5つのストレスのうち「練習時間」「けが・病気」の面でストレスを感じていた可能性がある。

また、B部の練習に参加し始めてからの当該生徒の変容の状況から、当該生徒は、軽度のオーバートレーニングの症状であった可能性が考えられる。

##### ○ 練習の質について

当該生徒は部員不足が見込まれる9月の大会に向けて、いわゆる「助っ人」として顧問の勧誘を受け、7月18日に正式入部し本格的にB部の練習に参加することとなったが、未経験者である当該生徒をわずか1、2ヶ月程度の練習で、実戦の技術や能力が求められるBの試合に出場することを目標としていたことは、問題だったと考えられる。

(注<sup>1</sup>) 渋谷崇行・小泉昌幸(1999)高校運動部員用ストレス反応尺度の作成。スポーツ心理学研究

## ■ 心理面での影響

当該生徒は、大会参加に向けて他のB部部員と同じ練習内容を課せられていたが、上手く練習をこなすことができず、このことは、5つのストレスのうちの「競技力」の面でストレスを感じていた可能性がある。

### ○ 指導体制について

当該生徒は、Bの未経験者でありながら他のB部部員と概ね同じ練習内容を課せられていたが、顧問は、経験者と未経験者の技術の差、生徒の運動能力の差といった二極化に対応できるよう、複数の教職員で指導する体制の確保が必要だったと考える。

特に、Bは危険を伴うスポーツであり、練習中の安全管理の徹底や事故防止のためにも、未経験者である当該生徒をサポートする体制を確保する必要があったと考える。

### ○ 安全管理について

当該生徒は練習中に熱中症と思われる症状が出たことがあるが、顧問は、事故防止の観点からも、予め、暑さ指数を確認する等の対応が必要だったと考える。

また、熱中症の症状が出た後は、直ちに練習を中止するとともに、保護者にそのことを連絡する必要があったと考える。

### ○ B部への勧誘について

顧問が当該生徒をB部に勧誘した際、大会前の1週間だけ簡単な練習に参加すればいいといった「助っ人」としての合意を得た後、なし崩し的に専門的な練習や早い時間帯での練習参加を求め、最終的に正式入部を求めるといった勧誘方法には問題があったと考える。

また、正式入部を促す際には、練習計画・練習内容・活動時間等の入部を判断するために必要な事項について、生徒に十分説明する必要があり、さらに、生徒への意思確認だけでなく、保護者の意向も予め確認しておくべきだったと考える。

当該生徒はB部を辞めたいという気持ちが常にあったものと考えられるが、今回のB部への勧誘の最大の目的が、大会参加のための人数の確保であることから、当該生徒が体力的にも技術的にもB部部員を継続することが困難だと判断し、B部を辞めたいと思っても、他の部員に迷惑がかかると考え、退部を躊躇する要因になったと考えられる。

また、このことは心理面でも、5つのストレスのうちの「指導者」「仲間」の面でストレスを感じていた可能性がある。

## (c) 学校の指導体制

当該高校では、生徒の入退部や部活動の運営は顧問に任されていた状況で、組織的な運営がなされていなかったのは問題だったと考える。

特に、当該事案に関しては、以下の出来事について、組織的な対応がなされていなかったことは問題だったと考える。

- B部において「助っ人」といった本来の入部手続きとは異なる勧誘を放置していた。

- ・ A部において、部内の複数の活動を1人の顧問が指導する状況が常態化していた。
- ・ A部において、運動経験や指導経験がない教職員を顧問として委嘱した際、外部指導者の活用などの顧問の負担軽減に向けた対策を検討していない。

また、以下の出来事について、顧問会議等の場の活用など、顧問間の協議がなかったことは問題だったと考える。

- ・ 当該生徒のB部入部に際して、A部顧問から、当該生徒の状況について、必要な情報が伝達されていない。
- ・ A部については、指導経験のない部活動を顧問として受け持つことについて、他の顧問からのアドバイスがなかった。
- ・ B部については、未経験者を「助っ人」として勧誘し大会に出場することや、未経験者である当該生徒を入部させることの是非についての議論がなかった。

#### ■ 心理面での影響

入退部の手続きが顧問任せの状況で、両部の顧問からは、当該生徒から転部の申し出があった際に、具体的な入退部の手続きについて示されることはなかった。

このことは、当該生徒の所属部が曖昧な「板挟み的な状態」を生み出すこととなり、5つのストレスのうちの「指導者」の面で大きなストレスを感じていた可能性がある。

#### 小括

上述のように、当該生徒は、部活動への参加にあたって、非常に大きな負担を感じていたものと考えられる。

運動部活動は、顧問を務める教職員の自主的な取組に支えられているところが大きいですが、仮に、部活動の運営を顧問任せにせず、学校として組織的な運営・管理を実施するとともに、顧問会議といった場も活用しながら、顧問はもとより全教職員で部活動の現状を把握し、共通理解の下に適切な指導が徹底されていれば、当該生徒が感じていたと考えられる負担を軽減できた蓋然性は高かったものと考えられる。

## ウ 当該生徒が自死に追い詰められていった心理社会的プロセス

当該生徒が自死に追い込まれていった心理社会的プロセス（注<sup>2</sup>）を、（ア）亡くなる直前1週間に至るまでの心理社会的プロセス、（イ）亡くなる直前1週間の心理社会的プロセス、に分けて検証した。

### （ア）亡くなる直前1週間に至るまでの心理社会的プロセス

#### a 「いじめ」の発生・継続要因

- ・ 当該生徒は、小学校時代から容姿のことで、周囲の児童・生徒から日常的にからかわれていたこと。
- ・ 当該生徒が穏やかで周囲のことを気遣う優しい性格であるとともに、他の児童・生徒からからかわれても我慢の限界に達するまでは笑って聞き流していたこと。
- ・ 当該生徒が「いじられキャラ」として認識されていたこと。
- ・ 生徒はもちろん、教職員も含めた学校全体が、「いじり」と呼ばれていた行為について、「いじめ」として正しく認識していなかったこと。
- ・ 学校基本方針に基づく情報共有や学校としての組織的な対応がなされなかったこと。
- ・ 当該生徒が入部したA部では、関係者間の合意により1人の顧問が部内の複数の活動を指導する状態が常態化し、当該生徒が所属する活動では練習や部の運営が生徒任せになっていたこと。
- ・ 当該高校は男子生徒が少なく、男子生徒は授業と部活動以外の時間を学年毎に一緒に利用できる男子更衣室で過ごすことが習慣となっていたこと。
- ・ 青年期は家族に秘密を持ち始め、自己開示をしなくなるといった時期であり、当該生徒が家族に当該高校での出来事を話そうとせず、助けを求めようとしなかったこと。

#### b 当該生徒のストレスを高めた要因

- ・ 2年次の4月、当該生徒の性格や人間関係をよく知る教職員が他校に転出したこと。
- ・ 2年次の6月、当該生徒の面倒をよく見ていたA部の上級生部員が引退したこと。
- ・ 文化祭や体育大会において、当該生徒は困難な役割を任されることがあったこと。
- ・ 「助っ人」としてB部の練習に参加し、A部の練習から足が遠のいたことで、当該生徒のA部における立場が悪化したこと。

#### c 当該生徒への影響

- ・ 小学校時代から続く「いじめ」被害経験により、当該生徒の自尊心は大きく傷つき自己肯定感が低下していたと考えられる。
- ・ 一方で、当該生徒は、我慢の限界に近づいたときに理不尽なことをされると、感情を一気に爆発させることもあったが、感情を爆発させる自分自身に対して否定的感情や自責の念を抱いていた。このことも当該生徒の自尊心をさらに傷つけることになったと考えられる。
- ・ また、当該生徒は、「いじめ」の他にも、A部での孤立化やB部の「助っ人」の継

（注<sup>2</sup>）1人の人間が児童期から青年期へと発達（変化）する過程の中では、個性としての心理的な変化と共に集団生活（学校・友人等）の中での社会的な変化も繰り返している。この両者は相互に影響を及ぼし合うもので、こうした人間の発達の過程を「心理社会的プロセス」という。

続について思い悩むこと、深刻な悩みを相談されること等、極めてストレスフルな状態で疲弊していたものと考えられ、このことが、同級生との喧嘩などに繋がったと考えられる。

- ・ 高校2年になってからは、当該生徒は日常生活で口唇ヘルペスを発症させるなど、「いじめ」被害をはじめとした様々な出来事によるストレス等の影響から体調を崩すことがあった。
- ・ さらに、B部への練習に参加し始めた7月上旬から中旬頃にかけて、当該生徒は再び口唇ヘルペスを発症させていたことから、B部への練習参加に伴う身体的な負担によるストレスもあったと考えられる。

### (イ) 亡くなる直前1週間の心理社会的プロセス

当該生徒がなぜ自死に追い詰められていったのか、亡くなる直前1週間の状況について、自殺の理論的立方体モデル（シュナイドマン，2005）（注<sup>3</sup>）を参考に検証した。この理論モデルは「痛み」「焦燥感」「圧力」といった3つの要素からなり、自殺の可能性が最も高いのは、3つの要素が最大限に高まった時とされている。

#### a 検証の視点

##### ○ 痛み

満たされない心理的欲求から生じる心理的な痛みを意味する。人間は誰しも様々な欲求の中で生きている。当該生徒の場合も例外ではないが、聴き取り結果等からも、児童期から青年期初期の段階で特に欲求が高まるとされる集団所属欲求が極めて大きいものであったことは容易に推察できる。仲間外れや居場所喪失感は重大な痛みである。

##### ○ 焦燥感

聴き取り等で得られた証言を踏まえ、当該生徒が表出していた、落ち着かない様子、怒りや苛立ち等の状況から焦燥感の存否や程度を推察する。感情の不安定さは自殺のサインとも言われている。

##### ○ 圧力

当該生徒が受けていた多くの「いじめ」や亡くなる直前1週間に発生した出来事などにより、当該生徒が感じていたと考えられるストレスの存否や蓄積の程度を推察する。

#### b 検証

亡くなる直前1週間における3つの要素の状況を考察する。

(注<sup>3</sup>) Shneidman, E.S. (1993) *Suicide as Psychache: A Clinical Approach to Self-Destructive Behavior*. (シュナイドマン, E.S. 高橋祥友 (訳) (2005) シュナイドマンの自殺学—自己破壊行動に対する臨床的アプローチ—金剛出版)

○ 7月18日(月)

当該生徒は午前中のみB部の練習に参加した。当該生徒はBの未経験者であったが、概ね他のB部部員と同じ練習メニューを課され、上手く練習をこなすことができず、両手に手まめができた。

練習後、当該生徒は、練習で疲れたことや手まめの疼痛の辛さを複数の友人にLINEで送信した。

・ 痛み

B部での急激な練習量の増加に伴う身体的負担や手まめによる疼痛は、心理的な痛みにも繋がったと考える。

・ 圧力

「助っ人」として秋の大会に出場することが目的とされる中、当該生徒は上手く練習をこなせなかった。このことは、「B部部員に迷惑が掛かる」と当該生徒が責任を感じ、ストレスになったと考えられる。

また、正式な入退部の手続きが行われなかったため、当該生徒はA部とB部との間で板挟み的な状態に置かれた。このことは、当該生徒を継続的に悩ませ、大きなストレスになっていたと考えられる。加えて、B部顧問から坊主頭にするよう求められたことも、ストレスになったと考えられる。

○ 7月19日(火)

終業式の朝、当該生徒は複数の教職員に前日のB部練習でできた両手の手まめを見せた。ある教職員にはニコニコしながら手まめを見せたが、ある教職員には「眠れない」とも言った。

終業式後、B部は午後の練習だったが、途中で早退した。

練習終了後、当該生徒は、前日に引き続き、練習で疲れたことや手まめの疼痛の辛さを複数の生徒にLINEで送信した。

正式入部に際して、当該生徒は同年7月20日の練習参加時までには坊主頭にしてくとB部顧問に約束していたが、この日の夜、当該生徒は顧問に電話をし、坊主頭にすることを家族に反対されていると伝え、顧問は坊主頭にしないでいいと答えた。

・ 焦燥感

20日の練習参加時までには坊主頭にする約束しながら、19日の夜に家族の反対で坊主頭にできないとB部顧問に電話していることは、B部の練習を続けることへの当惑の表れとも考えられる。

・ 圧力

B部の練習を早退しており、この日の体力的負担は少なかったと考えられるが、前日に引き続き、練習で疲れたことや手まめの疼痛の辛さを訴えており、このことは、ストレスとなって積み重なっていったものと考えられる。

## ○ 7月20日（水）

当該生徒は、B部の午前の練習に参加した。練習中に熱中症と思われる症状になり嘔吐したが、少し休んだ後、当該生徒は再び練習に参加した。

この日の夜、あるA部部員がAの練習会への参加確認のLINEを送信したが、当該生徒は参加しない旨を返信した。これにより、その部員は当該生徒がもはやA部ではなくB部に移ったものと考え、このことを別のA部部員に伝えた。

なお、前日、前々日に引き続き、当該生徒は、この日も手まめの疼痛の辛さを他の生徒にLINEで訴えていた。

### ・ 焦燥感

Aの練習会に参加しない旨の発言はあるが、当該生徒は家族に対して、B部の練習参加は秋の大会まで、とも伝えており、いずれA部に戻る意向はあったと考えられる。

### ・ 圧力

B部の練習中に熱中症の症状となり嘔吐したことや、3日連続で手まめの疼痛の辛さを訴えたことから、練習に起因する身体的負担や疲労が蓄積し、当該生徒のストレスは積み重なっていたと考えられる。

## ○ 7月21日（木）

当該生徒がAの練習会に参加せず、A部からB部に移ったことをあるA部部員から伝えられた別のA部部員は、午前零時、A部のLINEグループから当該生徒を退会させた。LINEグループ退会直後、当該生徒はあるA部部員からの個人アカウントのLINEで部室の荷物と退部届のことを言われた。

この日、当該生徒は、B部の午前の練習に参加した。練習後、ある女子生徒にはLINEで練習をこなせたことを送信している一方、あるB部部員には足まめの画像を送信し、複数の女子生徒には身体的な辛さを訴えている。

### ・ 痛み

現代の高校生にとって、他者と繋がるネットワークの価値は非常に高く、それを失うことの衝撃は極めて大きいものと考えられる。

A部のLINEグループを一方向的に退会させられ、退部や部室の荷物の引き取りを促されるといった新たな「いじめ」は、これまで大切にしてきた「居場所」を失うもので、非常に大きい心理的な痛みになったと考えられる。

### ・ 焦燥感

当該生徒はいずれA部に戻る意向があったと考えられるが、こうした状況でのLINEグループの退会等の出来事は、当該生徒にとって極めて大きな衝撃だったと考える。

### ・ 圧力

LINEグループの退会やA部の退部を促されることは、いわゆる「仲間はずれ」

であり、「居場所」を重視する当該生徒にとって、これまでの「いじめ」以上に大きなストレスとなったと考えられる。また、B部の練習に伴う身体的負担や手まめ・足まめの疼痛の辛さなども、大きなストレスとなって積み上がったと考えられる。

この日、亡くなる直前1週間の中で、初めて身体的苦痛について訴えている。このことは、当該生徒のストレスが相当程度積み重なり、疲弊した状態に至ったことによるSOSのサインであった可能性がある。

#### ○ 7月22日(金)

当該生徒は、B部の午前の練習に参加した。練習を終えた昼過ぎ、当該生徒はB部顧問への伝言の形ではあるが、あるB部部員に「B部を辞める」意思を初めて示した。しかしながら、その後の部員とのLINEのやりとりの中で、自分で顧問に伝えるよう求められた。

午後8時半頃、当該生徒は顧問に電話をし、下級生が部活動中にふざけたことなどを伝えたが、自分自身がB部を辞めるとの申し出はなかった。

##### ・ 痛み

当該生徒は初めてB部を辞める意思を示している。前日にA部という「居場所」を失った中、さらにB部という「居場所」をも失う可能性も考えたと推察され、当該生徒の心理的な痛みはますます積み重なったと考えられる。

##### ・ 焦燥感

当該生徒が、B部部員に対して、B部という「居場所」を失うことに繋がる発言を自ら切り出したことや、この日の夜、B部顧問に突然電話したことは、切迫感の表れとも考えられる。

##### ・ 圧力

当該生徒はB部を続けなければならないと考える一方で、B部顧問や友人に迷惑がかかる上、自分の体力ではB部を続けることは困難と考えていたと推察される。このことは、当該生徒にとって大きなストレスとなっていたと考えられる。

#### ○ 7月23日(土)

当該生徒は、当初の予定どおりB部の練習を休んだ。

夕方には、B部部員2人と地区の祭りに出かけた。祭りでは小学校の同級生たちと会い、一緒にいた部員は、当該生徒はいつもどおり楽しそうにしていたと感じた。

一方、祭りで当該生徒と会った家族の印象は、「異様な感じ」だった。また、帰宅後に祭りの感想を尋ねた家族に苛立った態度を示した。

##### ・ 焦燥感

当該生徒は比較的前向きとも思われるような行動をとっているが、祭りから帰宅した際、家族に対して苛立ちを示したことから、当該生徒は焦燥感が高い状態だったと



考えられる。

○ 7月24日(日)～7月25日(月)午前0時すぎまで

この日も、当初の予定どおりB部の練習を休んだ。

当該生徒の身体の疲れを心配した家族は、この日の夜、B部の退部について保護者面談で担任に相談することを提案したが、当該生徒は何も答えなかった。

その後も不機嫌そうな当該生徒に、家族が理由を聴くと、一層不機嫌な態度をして、家族が知らない間に家を出た。

その後帰宅するまでの間、家族からのLINEに当該生徒からの応答はなかった。

当該生徒は家を出た後、ある生徒からポケモンGOに誘われるが、誘いに応じることはなかった。

この日、当該生徒は「俺もうほんまにむりや」とツイッターに投稿した。

当該生徒は午前零時頃、家族が好きなお土産を買って帰宅した。家族は、いつもの外出時よりも時間が長いと感じていた。

### ・ 焦燥感

家族からの保護者面談に係る提案に何も答えなかったことから、B部を続けることに対する当該生徒の当惑した状態が続いていたと考えられる。また、突発的に家を出るという行動は、衝動性の表れと考えられる。

この日は、当該生徒の焦燥感の表れと推測できる多くの出来事があった。特に、突発的に家を出る行為は自殺に非常に近い行為とも考えられ、焦燥感が非常に高まっていた状況だったと考える。

### ・ 圧力

7月22日(金)に、月曜日からB部の練習に参加しない意思表示をしているが、B部顧問に伝えられていない。その結果、翌日(7月25日(月))には練習に参加せざるを得ず、そのことは当該生徒のストレスになっていたと考えられる。

仮に、B部を辞めることを顧問に伝えないといけないと考えていたとしても、当該生徒は顧問やB部部員に迷惑が掛かると考え、このこともまた、自分の気持ちと他者への配慮の板挟み状態となり、大きなストレスとなっていたと考えられる。

なお、当該生徒の興味が高かったポケモンGOの誘いに応じていないことは、当該生徒の疲弊した状況が窺える。これまでに関心のあったことへの興味を失うことはフラストレーションが極めて高く、自殺のサインとも考えられる。

○ 7月25日(月)朝～7月26日(火)午前1時

当該生徒は初めて終日練習に参加した。

昼過ぎ頃、あるA部部員が当該生徒に部室の荷物を持って行くよう促したが、当該生徒は面倒だと言って応じず、結局荷物は置いたままだった。

午後5時まで水泳をして、最後にB部顧問が、練習についてこれるようになった、と言うと、当該生徒は喜び、B部部員たちと帰った。

午後9時頃、当該生徒は外出した。

7月26日(火)、午前零時頃、家族が当該生徒に電話したが、当該生徒は応答しなかった。

同日午前1時頃、事案が発生した。

#### ・ 痛み

この日、A部部員に、再度、荷物の引き取りを促されたことは、A部という「居場所」を失ったことを改めて痛感させられ、心理的な痛みは積み上がったと考えられる。

また、初めて終日練習に参加したことで、当該生徒はその身体的負担から、このままB部を続けていくことは困難と改めて感じたと考えられる。

さらに、当該生徒は、B部を辞めた場合にB部という「居場所」をも失うことを現実的なことと感じたと考えられ、このことは当該生徒の心理的な痛みをさらに強めたと考えられる。

#### ・ 圧力

初めての終日練習は、当該生徒にとって大きな体力的負担となったと考えられ、さらにストレスが積み重なったと考えられる。今後の練習の継続は体力的に困難と改めて感じたものの、B部顧問や友人に迷惑がかかると考え、大きなストレスになっていたと考えられる。

#### ○ 7月26日(火)

朝、前日の午後に当該生徒へLINEでメッセージを送信した友人が、当該生徒のLINEのステータスメッセージが「ありがとう」に変わっていたことに気付いた。

また、当該生徒のスマホに、下書き状態で未発信のメッセージが残っていた。

(作成日時は不明)

#### ・ 小括

A部部員からのA部のLINEグループ退会等の「仲間はずれ」という「いじめ」や、A部とB部との間で所属が曖昧な「板挟み的な状態」で思い悩むことは、当該生徒にとって大切な「居場所」や友人関係を失うと考えさせ、非常に大きな心理的な「痛み」となっていたと考えられる。

これらの出来事は当該生徒にとって大きなストレスとなるとともに、B部の練習参加による「体力的な負担」といったストレスも積み重なり影響し合うことで大きな「圧力」となっていたと考えられる。

これらのストレスの積み重なりは、苛立ちや突発的に家を出る行為等の形となって表出しており、当該生徒は大きな「焦燥感」を抱えていたと考えられる。

「痛み」「焦燥感」「圧力」の程度を定量的に判断することは困難だが、自死直前の段階で3つの要素は非常に高まっていたと考えられる。

中でも、当該生徒がこれまで学校生活を送る上で重きを置いていた「居場所」を失うことについて、当該生徒は大きな「孤立感」を感じ、そしてそのことに「絶望感」を感じていたと考えられ、このことが自死のきっかけになったと考えられる。

### 3 結論

当該生徒は、友人関係を保っていく上で「いじめられキャラ」というポジションから抜け出すことができず、「いじり」と呼ばれていたものも含め、過去から続いてきた多くの「いじめ」は、当該生徒にとっての大きなストレスとなるとともに、自尊心を傷付け、自己肯定感を低下させていったと考えられる。

こうした状況に加え、亡くなる直前1週間には、B部顧問がなし崩し的にB部に入部させ、これに起因するA部部員による「仲間はずれ」といった新たな「いじめ」や、両部顧問が適切に入退部手続きを行わなかったことによる立場が曖昧な板挟み的な状態、B部の練習による体力的負担など様々なストレスが発生し、当該生徒は急速に疲弊し、追い詰められることとなったと考えられる。

中でも、A部でのLINE外しや、両部間で板挟み的な状態になったこと等の影響により、これまで大切にしてきた「居場所」を失ってしまうと感じ、「孤立感」そして「絶望感」が強まったことが、自死のきっかけになった可能性がある。

このように、当該事案は、過去からの「いじめ」被害による自己肯定感の低下を背景要因とし、「仲間はずれ」「板挟み的な状態」「体力的負担」など、学校生活での多くの要因が複雑に絡み合い相乗的に作用したことが自死に大きく影響したと考えられる。

学校基本方針に基づく適切ないじめ防止等のための対策や、学校組織としての適切な部活動の運営が行われ、教職員による十分な配慮と対応が行われていれば、当該生徒の自死を防ぎ得た可能性があったと考えられる。

### 第3 終わりに

#### 1 再発防止へ向けての提言

検証委として、再調査によって明らかになった課題等も踏まえ、以下の提言を行う。

##### (1) 当該高校への提言

###### ア いじめ防止等のための対策の充実

###### (ア) 「いじめ」の定義の正確な理解

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、まずは、全ての教職員が、法に規定する「いじめ」の定義では、他の生徒の行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合には「いじめ」に該当するといった、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広いことを正しく理解する必要がある。校内研修等をさらに充実させ、「いじめ」の定義について教職員間に認識の差が生じないよう共通理解を図り、「いじめ」の早期発見に繋げていく必要がある。

また、「いじめ」については、その定義を正しく理解するだけでなく、無自覚に行われる「いじめ」の存在や、一つの「いじめ」に他の生徒が同調し広く伝播していく社会的影響についても正しく理解する必要がある。

さらに、教職員自身の言動の社会的影響についても理解を促す必要がある。たとえ無意識・無自覚なものであったとしても、生徒の前で教職員自身が「いじめに類する行為」を行うことは、その行為が容認されたものと生徒が受け止めて、生徒が同調し、別の生徒による「いじめ」を生み出す端緒となる可能性がある。

教職員の不適切な言動によって生徒を傷つけたり、「いじめ」を助長したりすることがないように細心の注意を払う必要がある。

###### (イ) 「いじめ」の確実な認知

「いじめ」の早期発見のためには、教職員が「いじめ」が疑われる出来事を見かけた場合、教職員の誰もが同じように「いじめ」の可能性を疑えるように、「いじめ」に対する感度を高める必要がある。

学校では、日々どのような場面で「いじめ」や「いじめ」に繋がっていく可能性を疑うべきか、ということについて、教職員間で話し合う機会を設けるとともに、実際の場面を想起しやすい具体的事例も活用した教職員研修の実施等により、「いじめ」に対する感度を高めていく必要がある。

また、教職員は、本人が「いじめ」を認めない場合や、「いじめ」と認識していない場合でも、「いじめ」や「いじめ」に繋がる可能性が認められる場合は、「いじめ」として捉えるという意識を持ち、「いじめ」の早期発見に努める必要がある。

###### (ウ) いじめ予防教育の充実

生徒に「いじめ」を正しく理解させるためには、どのような行為や発言が「いじめ」に該当するのか、また、どのような行為が「いじめ」に繋がっていくのか、具体的な事例も明示しながら、生徒同士が話し合い、考えることなどを通じて、生徒の「いじめ」についての理解を深めていく必要がある。

特に、「いじり」と呼ばれていた行為のように、当事者には悪意がなく無自覚な行為であっても、相手にとっては苦痛となる可能性があること、さらに、無自覚な行動ゆ

えに継続的に相手を傷つけ、長期的に苦しめ続ける危険性があることについても、理解を深めていく必要がある。

また、「いじめ」は四層構造（被害者、加害者、観衆、傍観者）であると言われている。いじめ防止のためには、「加害者」を生まないことも大切だが、併せて、「観衆」（周りではやしたてる者）や「傍観者」（見て見ぬふりをする者）である生徒をいかに「防止者」（「いじめ」を目撃した場合には、教職員に伝えていく等）に変えていくかといった取組も重要である。まずは、人権尊重を貫いた教育活動を展開する中で、「『いじめ』は絶対に許されない」という規範意識を生徒一人ひとりに植え付け、学校全体として醸成していく必要がある。そして、「いじめ」を目撃した場合には、教職員に伝えていく等「防止者」になっていく必要性についても理解を促していく必要がある。

#### （エ）生徒に関する情報の共有

生徒に関する情報の共有が、いじめ防止等のための重要な取組の一つと認識した上で、学校組織として、どのように情報を集めるか、集まった情報をどのような形で記録していくか、さらにそれをどのように共有するかについて、明確かつ詳細なルールを定める必要がある。

整理されるべき情報には、個人情報も多く含まれることから、情報の受け渡しやデータベースへの入力手法、教職員間の共有方法といった取扱いについては、学校組織として個人情報保護の観点から、整理しておく必要がある。

#### （オ）組織的な「いじめ」の認知・対応の徹底

学校は、「いじめ」かどうかの判断とそれに係る対応は「いじめ対策委員会」が中心となって組織的に行う必要があるということを教職員に十分理解させ、些細なトラブルであっても、教職員個人で「いじめ」の有無を判断し、一時的な指導だけで解決したと判断することがないよう、あらゆる機会を通じて教職員に周知する必要がある。

#### （カ）保護者との連携

「いじめ」の早期発見のために必要な情報収集は、学校だけの取組では限界があり、より多くの情報を得て多角的な視点で生徒を見守るためにも、学校と保護者との間で、「いじめ」や「いじめ」に繋がりがねない出来事等について情報共有する体制を構築しておく必要がある。相互に情報共有を図りながら、それぞれの立場から「いじめ」の早期発見に取り組んでいく必要がある。

#### （キ）長期休業中の対応

学校は、長期休業中においても、登校日や部活動等の機会を捉え、生徒の悩みや変化を積極的に確認し、さらに、保護者に対しては、長期休業中であっても、保護者が把握した生徒の悩みや変化についても積極的に学校への連絡を促すなど、家庭とも連携しながら継続的に生徒の様子について確認を行っていく必要がある。

#### （ク）生徒に関する情報の引き継ぎの徹底

前述 第3 1 (1) ア (エ) で提言した生徒に関する情報の共有は、「いじめ」の有

無の判断だけに活用することなく、担任や部活動顧問が交代する際の情報引き継ぎの一つのツールとしても活用できる形式にしておき、年度が替わり新体制になった時点から、速やかに適切な対応が取れるよう、準備しておく必要がある。

#### (ケ) 学校基本方針の共通理解と見直し

当該高校の学校基本方針の内容は、必ずしも全ての教職員に浸透しておらず、学校基本方針が形骸化した状況だった。

当該高校においては、これまで以上に、職員会議や研修の場を活用しながら、学校基本方針の趣旨や内容について教職員間の共通理解を図っていく必要がある。

また、学校基本方針をより実効性があるものとしていくため、いじめ発見の端緒となる情報の報告の流れや、「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応を行うにあたっての具体的なプロセスを学校基本方針の中に盛り込み、当該高校における「いじめ」対策のマニュアルとして活用できるよう見直しを行う必要がある。

これまで、学校組織としてのいじめ防止等のための対策の必要性について提言を行ってきたが、最も大切なことは、全ての教職員がその取組について理解し確実に実行に移していくことである。教職員は、事案の軽重に関わらず、学校が定めたルールに沿って、組織的な取組を徹底する必要がある。

特に、「いじめ」が疑われる事象の場合は、教職員個人が抱え込むことは、法第23条第1項が求める「いじめの事実があると思われるとき」の「学校への通報」を適切に行わないということであり、法に抵触する事態であることに留意する必要がある。

### イ 部活動の適切な実施

#### (ア) 部活動顧問の適正配置

校長が部活動の顧問を委嘱する際には、顧問の役割と責任を明確化し、その上で、教職員の指導経験や競技歴、興味だけでなく、他の校務分掌も踏まえ、当該部活動の適切な指導、運営及び管理を任せられるか十分検討し、決定する必要がある。

さらに、指導経験や競技歴のない不慣れな教職員に部活動の顧問を委嘱する際には、学校は、当該顧問の負担軽減のためのサポート体制を構築するとともに、必要に応じて部活動指導員の導入についても積極的に検討する必要がある。

#### (イ) 顧問間の連携・学校全体での情報共有

学校は、顧問同士が連携し、それぞれの部活動の活動内容や練習方法を点検し合い、各部活動が抱える課題や疑問点について議論する体制を整備することが重要である。

さらに、顧問間で議論された内容を職員会議に提案し、担任を含む全教職員の理解と協力を得ながら部活動の運営に努めることも必要である。

校長等の管理職は、顧問会議等から受けた報告を基に、各部の活動内容を十分に把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、顧問の負担が過度とならないよう、適宜指導や見直しを行っていく必要がある。

#### (ウ) 入退部の手続きの明確化

当該高校においては、組織として生徒の部活動の入退部を管理するために、具体的な手続きや規約などを作成し、教職員間で共通理解を図っていく必要がある。

また、より多くの目で生徒を見守る意味からも、入部手続きについては、なるべく多くの教職員でチェックできる体制を整備する必要がある。

#### (エ) 学校組織としての部活動の運営

当該高校においては、現在進められている学校現場における業務量の適正化に向けた取組の中で、部活動数の適正化や部活動指導員の導入といった、顧問の負担軽減に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。その上で、上述の提言も踏まえながら、学校全体でそれぞれの教職員が役割を分担し、一致協力して部活動の適切な運営に取り組んでいく体制を整備する必要がある。

#### ウ 自殺予防教育の推進

「SOSの出し方に関する教育」を実践し、困難に直面した際には、助けを求めようよということと教えるとともに、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を教えることにより、生徒の援助希求能力を高めることが重要である。

また、SOSの出し方のみならず、どのように友人からの相談等を受け止めて、考えや行動を理解するかといった傾聴の仕方（SOSの受け止め方）について学ばせること、さらに、そのことを個人で抱え込まず、信頼できる大人や教職員に繋げていくことの重要性について学ばせる教育を実践することも重要である。

### (2) 県教委に対する提言

#### ア 再発防止に向けた取組の徹底

当該事案で確認できた「いじめ」や部活動を巡るトラブルは、決して当該高校に限った特異なものではなく、他の学校でも日常的に起こりうるものである。

県教委においては、同じ悲劇を繰り返さないためにも、前述 第3 1 (1)の当該高校に向けての提言を、他の学校にも広く周知し、各学校における同種の事案の再発防止に向けた取組を徹底していただきたい。

#### イ 学校におけるいじめ防止等のための対策への支援

「いじめ」の認知の基準や対応が学校毎に異なることは問題である。

県教委においては、各学校でいじめ防止等のための対策が適切に実施されているか、実効性のあるものとして機能しているかといった点について、定期的に調査を行い、必要な指導・助言等を行う取組を通じて、各学校におけるいじめ防止等のための対策に差異が生じないようにすることも重要である。

#### ウ 相談体制の充実

##### (ア) 外部専門家を活用した教育相談体制

生徒の抱える悩みは複雑かつ多様化してきており、生徒一人ひとりに、きめ細かく対応するためには、教職員だけでなく、多様な専門家の支援による教育相談体制の充実が必要である。広く生徒の悩みや不安を受け止めるためにも、公立学校へのSC、SSW（スクールソーシャルワーカー）といった専門家の派遣回数数の拡充や、限られた活動時間の中でも効果的な相談が実施されるよう工夫を行いながら、更なる教育相

談体制の充実を図っていく必要がある。

また、法律の専門家である弁護士など学校現場を新たな視点からサポートする専門家の導入についても、積極的に検討していただきたい。

#### (イ) SNS等による相談体制

生徒の中には、自分の悩みを教職員や友人、保護者に知られたくないと考え、相談できない生徒も存在すると考えられる。幅広く生徒の悩みを受け止めるためにも、LINE等のSNSや「STOPit(ストップイット)」といったアプリを活用した新たな相談体制の早期実現に向けて積極的に取り組む必要がある。

#### エ 研修体制の充実

##### (ア) 情報モラル教育に係る研修

県教委においては、情報モラル教育を実践する教職員に対し、生徒はネットで繋がることにいかに重きを置いているかということに十分理解を促しながら、どの様な点に注意して日々生徒を指導し、トラブルに対応していくかについて、危機意識や危機管理能力を高めるような研修を充実していく必要がある。

##### (イ) 部活動に係る研修

県教委では、最新のスポーツ医・科学の研究成果を習得できるよう、適宜、運動部活動顧問の資質向上のための研修会等の内容の充実を図っていくことが必要である。

また、校長等の管理職に対しても、学校組織としての部活動の適切な運営についての研修等を行っていく必要がある。

#### オ 自殺予防教育の推進に係る支援

「SOSの出し方に関する教育」の実施にあたっては、保健師、社会福祉士、民生委員等といった専門家と連携した取組が有効とされている。

県教委においては、本県における自殺対策主管部局である健康福祉部とも連携しながら、各学校での自殺予防教育の実施に際し、各種専門家が円滑に参画できるよう体制の整備を行う必要がある。

#### カ 平時の備え

重大事態は、いつどこで発生してもおかしくなく、調査組織の事務局となる県教委は、当該事案も含め、日頃から他県での重大事態の調査事例における対応状況やノウハウについて情報収集し、重大事態が発生した際には、どの様な手順で調査を進めていくべきか等について、予め整理しておく必要がある。

## 2 県教委調査の在り方についての提言

### (1) 遺族への丁寧な対応

自死事案に係る重大事態の調査実施にあたっては、丁寧かつ慎重に遺族の意向を確認しながら調査を進めていく必要がある。

また、調査実施中も、遺族と密接かつ継続的に連絡をとることにより、信頼関係を



保ちながら、遺族の調査に対する要望や意見について定期的に確認を行う必要がある。

## (2) 社会学的観点からの分析

効果的な再発防止策を提言する意味でも、どうして周りの大人が「いじめ」に気付くことができなかったのか、なぜ自死を防げなかったのかといった社会学的観点からの分析評価も実施する必要がある。

## (3) 早期の広範かつ詳細な調査の実施

生徒の自死は、ある特定の要因により引き起こされるのではなく、複数の要因が絡み合って引き起こされるケースが多いとされている。

自死の背景調査にあたっては、あらゆる可能性を視野に入れ、可能な限り早期に多くの資料収集や広範な聴き取りを実施し、表面的には関係性が薄いと考えられる出来事についても、丁寧に調査を行う必要がある。

